

広陵町告示第 1 1 3 号

広陵町骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、骨髄移植、抹消血幹細胞移植、臍帯血移植又は化学療法等の医療行為（以下「骨髄移植等」という。）により、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施した定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）による疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失したと医師に判断され、任意に再接種を受ける者（以下「再接種者」という。）の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生及びまん延を予防するため、当該再接種に要する経費の一部に対し、広陵町骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、広陵町補助金交付規則（平成 1 3 年 6 月広陵町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者又はその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）とする。

- (1) 再接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記載され、かつ、20歳未満であること。
- (2) 再接種者であること。
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則（昭和33年厚生省第27号。以下「実施規則」という。）の規定に適合するものであること。

(助成対象予防接種)

第3条 助成金の交付の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること。
- (2) 実施規則に規定する定期予防接種の実施方法により実施されたものであること。
- (3) 令和6年4月1日以後に実施されたものであること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象予防接種に要した費用（次に掲げる費用を除く。以下「助成対象経費」という。）又は本町が定期予防接種を医療機関に委託して実施する場合における予防接種委託料の単価のいずれか低い額とする。

- (1) 骨髄移植等により疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失した事実を確認するために実施する検査に要する費用

(2) 広陵町骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付に関する医師意見書（第1号様式。以下「医師意見書」という。）の作成に要する費用

(3) 再接種、第1号の検査及び医師意見書の取得のために要する交通費
(助成回数)

第5条 助成対象予防接種について、それぞれ実施規則に規定される接種回数を上限とする。ただし、新たに予防接種による疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失したため、再接種が必要であると医師に判断されたときは、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（代理人を含む。以下「申請者」という。）は、再接種の日属する年度の末日までに、広陵町骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 医師意見書

(2) 母子健康手帳（骨髄移植等の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるものに限る。）又は当該履歴が確認できるものの写し

(3) 予防接種予診票（再接種のため使用し、再接種を実施した医師の署名又は記名押印、保護者の署名その他の必要事項が記載されたものに限る。）の原本又はその写し

(4) 助成対象経費に係る領収書若しくは証明書の原本又はその写し（再接種者の氏名、再接種の日、定期予防接種の種類、助成対象経費、接種医療機関の名称が記載されたものに限る。）

(5) 申請者の本人確認書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、広陵町骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に対し、通知するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付決定を取り消し、及び既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(健康被害が生じた場合の取扱い)

第10条 この要綱に規定する再接種は、助成対象者の希望並びに医師の責任及び判断により行われる任意の予防接種であって、健康被害が生じた場合にあっても、町が責任を負うものではない。

2 前項の健康被害の救済手続は、助成対象者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。